

## ○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 事業実施主体 要綱第 4 の農業者等の組織する団体とは、都道府県土地改良事業団体連合会（要綱第 2 の 3 のため池の保全・避難対策又は第 2 の 4 の施設情報整備・共有化対策を実施する場合に限る。）、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、<u>土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人</u>、農業協同組合連合、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織とする。</p> <p>第 4～第 6 (略)</p> <p>第 7 達成状況の報告 要綱第 8 の計画の目標の達成状況の地方農政局長等（<u>北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。</u>）への報告は、別記様式第 4 号によるものとする。</p> <p>第 8 (略)</p> <p>第 9 発電施設における固定価格買取制度との調整等 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに要綱第 7 に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。 (1)・(2) (略)</p>	<p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 事業実施主体 要綱第 4 の農業者等の組織する団体とは、都道府県土地改良事業団体連合会（要綱第 2 の 3 のため池の保全・避難対策又は第 2 の 4 の施設情報整備・共有化対策を実施する場合に限る。）、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、<u>農業協同組合連合</u>、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織とする。</p> <p>第 4～第 6 (略)</p> <p>第 7 達成状況の報告 要綱第 8 の計画の目標の達成状況の地方農政局長等への報告は、別記様式第 4 号によるものとする。</p> <p>第 8 (略)</p> <p>第 9 発電施設における固定価格買取制度との調整等 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに要綱第 8 に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。 (1)・(2) (略)</p> <p>第 10 その他</p>

改正後	現 行
<p>第10 その他</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 本事業により確保した農業用排水施設のスペア資材は、事業実施主体以外の農業用排水施設を管理するものが突発事故等の復旧の用に供することを目的として譲渡、交換又は貸付けすることができるものとする。</u></p> <p><u>6～9 (略)</u></p> <p><u>10 9</u>により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">交付金返還額＝A×C／B</p> <p style="padding-left: 4em;">A：返還対象交付金の総額</p> <p style="padding-left: 4em;">B：受益地の総面積</p> <p style="padding-left: 4em;">C：転用受益地の面積</p> <p><u>11 要綱の附則で定める農村振興局長が別に定める事業とは、別表2-1の区分4に掲げる事業とする。また、事業対象は、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号）別紙4-1第2の2及び別紙4-2の取扱い2第2の1の(11)に掲げる事業により整備された農業集落排水施設に接続する場合に限るものとし、事業期間は<u>令和9年度</u>までとする。</u></p> <p><u>12 (略)</u></p> <p><u>13 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、<u>土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u></u></p> <p><u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができな</u> <u>いとき、又は埋立によるため池の廃止を行うときは、宅地造成及び特定盛土等規制法</u> <u>の<u>手続に従うものとする。</u></u></p>	<p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>5～8 (略)</u></p> <p><u>9 8</u>により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">交付金返還額＝A×C／B</p> <p style="padding-left: 4em;">A：返還対象交付金の総額</p> <p style="padding-left: 4em;">B：受益地の総面積</p> <p style="padding-left: 4em;">C：転用受益地の面積</p> <p><u>10 要綱の附則で定める農村振興局長が別に定める事業とは、別表2-1の区分4に掲げる事業とする。また、事業対象は、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号）別紙4-1第2の2及び別紙4-2の取扱い2第2の1の(11)に掲げる事業により整備された農業集落排水施設に接続する場合に限るものとし、事業期間は<u>令和4年度</u>までとする。</u></p> <p><u>11 (略)</u></p> <p>(新設)</p>

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第10の13の改正規定については、令和5年5月26日から施行する。

改正後

現行

別記 (略)

別記 (略)

要領別表1 (長寿命化対策)

要領別表1 (長寿命化対策)

対策種類	交付対象事業	事業内容	実施要件
(1) (略)	ア (略)	(ア)～(オ) (略)	
		<u>(カ) (ア)又は保管施設の整備と一体的に行う農業用排水施設のスペア資材の確保</u>	<u>(カ) 以下の全ての条件を満たすスペア資材であること。</u> <u>①市販されていないもの</u> <u>②耐用年数1年未満の消耗品でないもの</u> <u>③農業用排水施設本体を構成する資材であり、施設機能の発揮に不可欠なもの</u> <u>④突発事故等の復旧に活用されることで、復旧までの期間の短縮が図られ、営農、地域の経済活動及び生活機能への大きな影響の軽減が図られるもの</u> <u>⑤施設管理者等が策定する事業継続計画等に位置付けられている資材で、同計画等に定める必要数量の範囲内であること</u> <u>⑥突発事故等の復旧に活用する際に農業用排水施設等の機能を確実に回復することができ</u>

対策種類	交付対象事業	事業内容	(新設)
(1) (略)	ア (略)	(ア)～(オ) (略)	
		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改正後

現行

			るよう、適切に保管できると認められるもの
	イ～オ (略)	(略)	

	イ～オ (略)	(略)	

要領別表 2 (防災減災対策)

対策種類	交付対象事業	事業内容	実施要件
(1) (略)	ア (略)	(ア) (略)	(ア) 農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるもの (以下「防災重点農業用ため池」という。) <u>又は</u> 施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であること。
		(イ) (略)	(イ) (略)
		(ウ) (略)	(ウ) ① (略) ②ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件の <u>全て</u> に該当するものとする。 (a)～(c) (略)
	イ (略)	(ア) (略) (イ) (略)	(ア) (略) (イ) 以下の <u>全て</u> の条件を満たす地区であること。 ①～③

要領別表 2 (防災減災対策)

対策種類	交付対象事業	事業内容	実施要件
(1) (略)	ア (略)	(ア) (略)	(ア) 農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるもの (以下「防災重点農業用ため池」という。) <u>または</u> 、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であること。
		(イ) (略)	(イ) (略)
		(ウ) (略)	(ウ) ① (略) ②ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件の <u>すべて</u> に該当するものとする。 (a)～(c) (略)
	イ (略)	(ア) (略) (イ) (略)	(ア) (略) (イ) 以下の <u>すべての</u> 条件を満たす地区であること。 ①～③

改正後			現行		
	(ウ) (略)	(ウ) (略)		(ウ) (略)	(ウ) (略)
ウ (略)	(略)	(略)	ウ (略)	(略)	(略)
エ (略)	(ア) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する農業用排水施設の新設、変更 <u>又は</u> 附帯施設の整備	(ア)・(イ) (略)	エ (略)	(ア) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する農業用排水施設の新設、変更 <u>若しくは</u> 附帯施設の整備	(ア)・(イ) (略)
	(イ) (略)			(イ) (略)	
	(ウ) (略)	(ウ) (略)		(ウ) (略)	(ウ) (略)
オ～キ (略)	(略)	(略)	オ～キ (略)	(略)	(略)
<u>ク</u> 施設撤去・廃止	<u>ア</u> のため池の廃止及び <u>キ</u> の農業用河川工作物の撤去を除く用途廃止された農業用排水施設並びに農道の撤去及び廃止	以下の全ての要件を満たす農業用排水施設等であること。 <u>(ア) 撤去・廃止によって、突発事故等による人命・財産等への影響を軽減できること</u> <u>(イ) 撤去・廃止によって地区全体の将来的な維持管理コストを縮減できること</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>ケ・コ</u> (略)	(略)	(略)			
<u>サ～ス</u> (略)	(略)	要領別表2の対策種類の(1)の交付対象事業の欄に掲げるアから <u>コ</u> まで及び同対策種類の(3)の交付対象事業の欄に掲げるイのうち1以上と併せて行うもの。 <u>ただし、本別表の対策種類の欄の(1)の交付対象事業の欄に掲げるスのうち防災重点農業用ため池の耐震性点検・調査については、</u>	<u>ク・ケ</u> (略)	(略)	(略)
			<u>コ～シ</u> (略)	(略)	要領別表2の対策種類の(1)の交付対象事業の欄に掲げるアから <u>ケ</u> 及び同対策種類の(3)の交付対象事業の欄に掲げるイのうち1以上と併せて行うもの。

改正後				現行			
			<u>この限りではない。</u>				
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) (略)	ア (略)	(略)	(略)	(3) (略)	ア (略)	(略)	(略)
	イ (略)	<u>ため池を廃止するための堤体の撤去、貯水池の埋立て、護岸、下流水路等の整備</u>	(略)		イ (略)	<u>ため池の廃止</u>	(略)
	ウ (略)	(略)	(略)		ウ (略)	(略)	(略)
<u>(4) 流域治水対策</u>	<u>ア 農業用排水施設整備</u>	<u>流域治水対策のための農業用排水施設の新設、変更</u>	<u>流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設又はこの施設と一体的に効用を発揮する施設</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>イ 危機管理システム等整備</u>	<u>流域治水対策のための水位計等の観測設備の設置、遠隔監視システム等の新設、変更</u>	<u>流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設の機能発揮に必要な施設</u>				
	<u>ウ 附帯安全施設整備</u>	<u>流域治水対策のための防護柵、避雷針等の附帯施設の新設、変更</u>	<u>流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設の操作に必要な附帯施設</u>				
	<u>エ 管理体制強化対策点検・調査</u>	<u>流域治水対策のための施設の操作規程や操作マニュアルの策定又は豪雨による流入予測等の調査、上記アからウまでに係る調査及び実施計画の策定</u>	<u>要領別表2の対策種類の(4)の交付対象事業の欄に掲げるアからウまでのうち1以上と併せて行うもの。</u>				

要領別表 2-1 (水質保全対策関連)

区分	工種	内容	実施要件
			(略)
1 (略)	(1) 水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設その他施設の新設、廃止又は	ア 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する障害が生じている場合に、障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更 (ア)・(エ) (略) イ (略)	

要領別表 2-1 (水質保全対策関連)

区分	工種	内容	実施要件
			(略)
1 (略)	(1) 水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設その他施設の新設、廃止若しくは	ア 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する障害が生じている場合に、障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 (ア)・(エ) (略) イ (略)	

改正後

現行

	変更		
	(2) ~ (4) (略)	(略)	(略)
2 ~ 4 (略)	(略)	(略)	(略)

(注1)・(注2) (略)

要領別表2-2 (水質保全関連)・要領別表3 (ため池の保全・避難対策) (略)

要領別表4 (施設情報整備・共有化対策)

対策種類	交付対象事業	事業内容
(1) (略)	ア (略)	地域計画が策定されている地域又は策定に向けて取り組む地域の農地を受益農地とする農業水利施設等の施設諸元情報、受益農地情報及び背景地図の地理情報システムへの搭載

	くは変更		
	(2) ~ (4) (略)	(略)	(略)
2 ~ 4 (略)	(略)	(略)	(略)

(注1)・(注2) (略)

要領別表2-2 (水質保全関連)・要領別表3 (ため池の保全・避難対策) (略)

要領別表4 (施設情報整備・共有化対策)

対策種類	交付対象事業	事業内容
(1) (略)	ア (略)	人・農地プランが実質化されている地域又は実質化に取り組む地域の農地を受益農地とする農業水利施設等の施設諸元情報、受益農地情報及び背景地図の地理情報システムへの搭載

改 正 後	現 行														
別記参考様式第1号 長寿命化・防災減災計画	別記参考様式第1号 長寿命化・防災減災計画														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>&lt;計画の名称&gt; (略)</td> </tr> <tr> <td>&lt;計画主体&gt; (略)</td> </tr> <tr> <td>&lt;計画の期間&gt; (略)</td> </tr> <tr> <td>第1 (略)</td> </tr> <tr> <td>第2 課題及び事業の目的 ・老朽化、災害に関する地域の課題、水管理、<u>維持管理上の課題</u>、施設機能を総合的に発揮させるため必要となる整備の実施方針（長寿命化、防災減災）及び期待される効果等</td> </tr> <tr> <td>目標 (略)</td> </tr> <tr> <td>交付対象事業 (略)</td> </tr> </table>	<計画の名称> (略)	<計画主体> (略)	<計画の期間> (略)	第1 (略)	第2 課題及び事業の目的 ・老朽化、災害に関する地域の課題、水管理、 <u>維持管理上の課題</u> 、施設機能を総合的に発揮させるため必要となる整備の実施方針（長寿命化、防災減災）及び期待される効果等	目標 (略)	交付対象事業 (略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>&lt;計画の名称&gt; (略)</td> </tr> <tr> <td>&lt;計画主体&gt; (略)</td> </tr> <tr> <td>&lt;計画の期間&gt; (略)</td> </tr> <tr> <td>第1 (略)</td> </tr> <tr> <td>第2 課題及び事業の目的 ・老朽化、災害に関する地域の課題、水管理、<u>維持管理上の課題</u>、施設機能を総合的に発揮させるため必要となる整備の実施方針（長寿命化、防災減災）及び期待される効果等</td> </tr> <tr> <td>目標 (略)</td> </tr> <tr> <td>交付対象事業 (略)</td> </tr> </table>	<計画の名称> (略)	<計画主体> (略)	<計画の期間> (略)	第1 (略)	第2 課題及び事業の目的 ・老朽化、災害に関する地域の課題、水管理、 <u>維持管理上の課題</u> 、施設機能を総合的に発揮させるため必要となる整備の実施方針（長寿命化、防災減災）及び期待される効果等	目標 (略)	交付対象事業 (略)
<計画の名称> (略)															
<計画主体> (略)															
<計画の期間> (略)															
第1 (略)															
第2 課題及び事業の目的 ・老朽化、災害に関する地域の課題、水管理、 <u>維持管理上の課題</u> 、施設機能を総合的に発揮させるため必要となる整備の実施方針（長寿命化、防災減災）及び期待される効果等															
目標 (略)															
交付対象事業 (略)															
<計画の名称> (略)															
<計画主体> (略)															
<計画の期間> (略)															
第1 (略)															
第2 課題及び事業の目的 ・老朽化、災害に関する地域の課題、水管理、 <u>維持管理上の課題</u> 、施設機能を総合的に発揮させるため必要となる整備の実施方針（長寿命化、防災減災）及び期待される効果等															
目標 (略)															
交付対象事業 (略)															
<p><u>注1：農業用排水施設等のスペア資材の確保を実施する場合は、資材を位置付けた業務継続計画書等及び必要数量がわかる図面等を添付する。</u></p> <p><u>注2 (略)</u></p> <p><u>注3：要領別表2の(1)の対策種類の(1)の交付対象事業の欄に掲げるクを実施する場合は、第2の期待される効果として突発事故等による人命・財産等への影響の軽減及び地区全体の将来的な維持管理コストの縮減について記載する。また、当該施設の用途廃止の承認書類等を添付する。</u></p> <p><u>注4：施設情報整備・共有化対策については、農業水利施設等の受益農地と地域計画が策定されている地域又は策定に向けて取り組む地域との位置関係を示した資料を添付する。</u></p> <p><u>注5：流域治水対策については、流域治水プロジェクト等に位置付けられていることを示す資料を添付する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>注1 (略)</u> (新設)</p> <p><u>注2：施設情報整備・共有化対策については、農業水利施設等の受益農地と人・農地プランが実質化されている地域又は実質化に取り組む地域との位置関係を示した資料を添付する。</u> (新設)</p>														
別記様式第2号	別記様式第2号														
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日														
農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 )	農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 )														
都道府県知事名	都道府県知事名														
農業水路等長寿命化・防災減災事業 長寿命化・防災減災(変更)計画 認定申請書	農業水路等長寿命化・防災減災事業 長寿命化・防災減災(変更)計画 認定申請書														
農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号 <u>農林水産事務次官依命通知</u> ）第7の1（変更の場合は要綱第7の4）の規定に基づき、長寿命化・防災減災計画を添えて申請します。	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号）第7の1（変更の場合は要綱第7の4）の規定に基づき、長寿命化・防災減災計画を添えて申請します。														



改正後	現行
<p style="text-align: center;">記(略)</p> <p>別記様式第3号 (略)</p> <p>別記様式第4号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">農業水路等長寿命化・防災減災事業 長寿命化・防災減災計画 達成状況報告書</p> <p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号 <u>農林水産事務次官依命通知</u>）第8の規定に基づき、長寿命化・防災減災計画の達成状況を添えて報告します。</p> <p>別記様式第5号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">農業水路等長寿命化・防災減災事業 交付決定前着手届</p> <p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号 <u>農林水産事務次官依命通知</u>）第10の7の規定に基づき、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出します。</p> <p style="text-align: center;">記(略)</p>	<p style="text-align: center;">記(略)</p> <p>別記様式第3号 (略)</p> <p>別記様式第4号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">農業水路等長寿命化・防災減災事業 長寿命化・防災減災計画 達成状況報告書</p> <p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号）第8の規定に基づき、長寿命化・防災減災計画の達成状況を添えて報告します。</p> <p>別記様式第5号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">農業水路等長寿命化・防災減災事業 交付決定前着手届</p> <p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号）第10の7の規定に基づき、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出します。</p> <p style="text-align: center;">記(略)</p>